

薬生食監発 1006 第 1 号
令和 2 年 10 月 6 日

各 検 疫 所 長 殿

医薬・生活衛生局食品監視安全課長
(公 印 省 略)

スペインから輸入される牛肉等の取扱いについて

標記については、「スペインから輸入される牛肉等の取扱いについて」
(令和 2 年 1 月 15 日付け薬生食監発 0115 第 1 号) により取り扱っているところ
です。

今般、検疫所において、ALMAMEAT SL (施設番号 10.16263/NA) 及び
PROTECTORA DE CARNES, S. L. (施設番号 10.00135/NA) から輸出された貨物
(牛舌) を検査したところ、輸入条件である扁桃の除去が不十分であること
が確認されました。

現在、スペイン側に詳細な調査を要請しているところであり、別途通知す
るまでは、当該施設で処理された貨物の届出があった場合には、輸入手続を
保留の上、生活衛生・食品安全企画課検疫所業務管理室を通じ当課まで連絡
するようお願いいたします。